

令和3年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第8日（令和3年3月8日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第3号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」から議案第23号「工事委託協定の変更について」までの議案21件を一括議題（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田 条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本 詠君 | 8番 | 甲藤 眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田 晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介君 | 局長補佐 | 中嶋 由美君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞君 | 技 幹 | 三木 正輝君 |
| 技 幹 | 浅利 優美君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                        |         |                                    |         |
|----------------------------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                              | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 戎井 大城 君 | 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 中津 健一 君 | 危 機 管 理 課 長                        | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                                  | 宮上 眞澄 君 | 健 康 推 進 課 長                        | 山下 育 君  |
| 観 光 商 工 課 長                            | 二宮 眞弓 君 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 |
| じ ん け ん 課 長                            | 早川 聡 君  | 教 育 長                              | 弘田 浩三 君 |
| こ ど も 未 来 課 長                          | 伊藤 牧子 君 |                                    |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和3年土佐清水市議会定例会3月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第3号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」から議案第23号「工事委託協定の変更について」までの議案21件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順に質問を許します。

9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 皆さんおはようございます。新風会の細川博史でございます。

今回は、一番初めの質問者ということで大変緊張しております。また、最近はおおいくまを忘れがちになっておりまして、焦らず、怒らず、威張らず、腐らず、負けるな、今は少しかだけ負けるなを意識しながら頑張っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、療養中の方々や後遺症に苦しんでおられる方々に対し、お見舞いを申し上げます。

幸い本市では、市民一人一人が感染症防止対策を徹底していただいていることもあり、感染者が発生しておりません。引き続き、感染症対策に万全を期するとともに、防災行政無線などによる注意喚起をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の切り札として期待されております、ワクチンの先行接種が始まりました。ワクチンの供給量や具体的な日程など、まだまだ不確定な状況がありますが、医療従事者から先行して始まった接種が、今後、高齢者や基礎疾患をお持ちの方々などに順次拡大され、一日も早くそのほかの市民の方々にも行き渡ることを願っております。

令和3年定例会3月会議の一般質問が今日から始まりましたが、通年議会の中でも3月会議は当初予算の審議が中心となる極めて重要な会議でありますので、改めて気を引き締めながら本会議に臨みたいと考えています。

市長は昨年12月23日に、2期8年間の経験を生かし、市民の命と健康、暮らしを守るため粉骨砕身、全力で市政発展に取り組むとして、3期目への出馬を表明されました。

2期目最後の1年間は新型コロナウイルス感染症対策に追われる日々となり、産業振興の取組を中心として、公約の総仕上げに十分に力を入れられなかったのではないかと思います。その新型コロナウイルス感染症対策を含め、3期目への出馬に当たって、これまで市長が公約として掲げてきた5つの基本政策である、1.「子どもは宝」、2.「若者は希望」、3.「お年寄り誇り」、4.「命を守る」、5.「絆は力」について、取組を進めてきた施策についてお伺いしたいと思います。

まず、1期目である平成25年度から平成29年度までの主な施策の実績について、私のほうから挙げてみたいと思います。

1つ目の「子どもは宝」では、子育て教育環境の充実をテーマに、きらら清水保育園の高台移転、清水小学校の改築、懸案であった給食センターの建設、奨学資金制度の拡充、関西学院大学指定校推薦枠や入学に当たっての準備金助成制度、赤ちゃん紙おむつ・粉ミルク購入支援などが代表的な実績ではないでしょうか。

2つ目の「若者は希望」では、基幹産業の復興と雇用対策をテーマに、ワールド・ワンとの業務提携による地産外商の推進や竜串再開発に伴う施設の誘致、台湾の大学とのインターンシップ協定をはじめとするインバウンド観光の推進などが挙げられると思います。

3つ目の「お年寄り誇り」では、高齢者の生きがいくりと中山間対策をテーマに、介護予防拠点施設の整備やあったかふれあいセンターの開設、デマンド交通の本格実施による移動手段の確保、高知県が県内全域に設置を推進している集落活動センターの開設などが代表的なものではないでしょうか。

4つ目の「命を守る」では、南海地震・津波対策をテーマに、これまで1つの係で対応して

いた防災対策を危機管理課の新設により、防災対策をはじめとする様々な危機管理業務全般を一元的に取り組む体制をつくり上げました。

また、各種施設の高台移転・整備や下ノ加江、三崎、下川口地区に防災コミュニティセンターを設置、津波避難タワーの建設、各地区における避難道の整備などを積極的に推進してきたわけでございます。

5つ目の「絆は力」では、活気あふれるまちづくりをテーマに、土佐清水市の基本的方向性や産業振興、まちづくりなどの目標を定めた第7期総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、みんなでまちづくり条例を策定・制定するとともに、地域おこし協力隊の導入や移住促進など地域の活性化につながる様々な取組を始めてきたと思っております。

以上、私が挙げた泥谷市長の1期の実績はその一部ですが、2期目の実績や取組状況については各課長にお尋ねしたいと思います。

まず、「子どもは宝」についてですが、1期目のテーマでもある子育て教育環境の充実とともに、郷土を誇りに思う豊かな人間性を育むとして取組を推進してきたと思っておりますが、その取組状況と公約の実績について、こども未来課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

こども未来課では、ふるさとを愛し、ジョン万スピリットを持った心豊かでたくましい子供たちを基本理念として、子育て教育環境の充実に取り組んでおります。

具体的な取組としましては、平成28年度より所得制限、年齢制限に関係なく、子育て中の家庭に対し、経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料を無償といたしました。

また、平成29年度から奨学資金制度の拡充として、償還金助成制度の創設を行いました。この制度では、土佐清水市唯一の清水高等学校から大学等へ進学した生徒に対する支援と若い世代の本市への定住による人口の増加を促進することを目的とし、一定の条件を満たした場合に返還した奨学資金について市が全額助成を行うものです。

平成29年度から令和3年2月末で本市の奨学資金貸付制度を利用した新規貸与者は、高等学校43人、短大・専門学校59人、大学・大学院74人の計176人となっており、平成25年度から4か年の総数と比較すると17人増となっております。

次に、関西学院大学と清水高等学校との間で指定校推薦枠を設け、進学する生徒が入学準備金の貸与を受け、卒業後、ふるさとへ帰って地域づくりに貢献する人材を育成することを目的に関係機関と連携し、指定校推薦への取組を実施しております。

これまで指定校推薦枠を活用した方は4人となっております。さらに、このたびのコロナ禍での取組として、ふるさととともにこの事態の克服に向け、市外で頑張っている奨学資金を貸与されている方、償還者の方へふるさとの特産品を生活応援便として配送いたしました。応援便を受け取った方からは、コロナ禍でつらい中、ふるさとからの応援が励みとなったなど感謝の声をたくさん頂いております。

次に、平成30年6月から本格稼働となった学校給食は、今年6月で3年を迎えようとしております。これまでも安心安全で新鮮な食材を可能な限り使用し、給食を生きた教材として児童・生徒が食に関する理解を深め、健全な食生活を送るために、栄養教諭、学校現場と連携し、食育に取り組んでおります。今年2月に実施したアンケート結果では、児童・生徒622人のうち91.4%、526人が給食はおいしいと答えており、一定の評価を頂いております。

このほか、連携型中高一貫教育では、清水中学校と清水高等学校の6年間の中で計画的・継続的な教育を行うため、生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、豊かな人間性を育むため特色ある教育課程の編成や教員及び生徒の交流などの教育活動を推進することにより、地域社会に貢献できる人づくりを目指すことを目的としています。

主な取組として、中高交流事業の実施、キャリア教育の推進として英語、数学、漢字の検定や模擬試験の半額助成補助、さらに令和元年12月から市の広報へも毎月中学生の防災小説を掲載するなど防災教育の推進にも取り組んでおります。

また、今年度はコロナ禍により開催できておりませんが、ふるさとの次代を担う中高生が市政に対する思いを語ることによって、まちづくりへの関心や社会への参加意識を高めるために、平成27年度から中高生みらい議会を開催しております。

就学前の取組としては、令和元年10月には国の子ども子育て支援新制度により、3歳から5歳児の保育料無償に伴い、保護者の負担軽減を図るために、保育料に含まれている副食費等の実費分を免除といたしました。

新規事業といたしましては、令和3年度よりファミリーサポートセンターの運営を開始し、子育てしやすい環境を整え、地域社会全体で子育てを援助していくことによって安心して子育てができる町を目指し取り組んでまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

土佐清水市の将来、ひいては日本の将来を担っていく子供たちやその保護者に対する支援を今後ともよろしく願いたします。

次に、「若者は希望」についてですが、基幹産業である農林水産業や観光業の復興と若者の雇用対策に引き続き取り組んできたと思いますが、まず、農林水産課長にその取組の状況と実績についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

農林水産課では、基幹産業の復興と雇用対策として、市の重点事業に位置づけたメジカ産業再生プロジェクトを所管させていただいております。

本市の基幹産業である漁業、宗田節加工業の復興と雇用対策を目的とし、メジカに関連する各種事業者と連携して関連施設の整備や宗田節のブランド化の推進に取り組んできました。

ハード事業では老朽化した残渣加工施設の更新と1年を通して宗田節を中心とした加工原魚、メジカを供給できるよう備蓄する冷凍保管施設、さらに近い将来の働き手不足に対応する共同加工施設の3つの施設の整備と、また、ソフト事業では宗田節を使用した新商品の開発、販路促進やイベントの開催など、宗田節の認知度向上を図ってまいりました。

雇用対策としましては、このプロジェクトによって整備される施設は、今年秋口には全ての施設が整いますので多くの新たな雇用の創出が期待されますし、さらに現在第3セクターが取り組んでいます宗田節の新商品、スープブrossの増産に向けたライン化も今年6月に完成予定になっておりますので、こちらでも新たな雇用につながればと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

次に、観光や商工振興について、その取組状況と実績を観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

観光や商工振興についての実績ということですが、たくさんありますが主立ったものについて説明させていただきます。

観光につきましては、従来経済効果が大きいこともあり、本市の基幹産業として取り組んできております。先ほど細川議員が1期目の中でも施策として挙げられましたが、竜串エリアの再整備が2期においても目に見える大きな形となった取組であったと思っております。

この竜串エリアにおきましては、アウトドアブランドメーカーであるスノーピーク監修の下、爪白キャンプ場を改修し、平成31年4月にスノーピーク土佐清水キャンプフィールドとしてリニューアルオープン、昨年—令和2年3月には足摺宇和海国立公園竜串ビジターセンターが、続いて7月には足摺海洋館SATOUMIがリニューアルオープンするなど、竜串エリアが生まれ変わりました。中でもSATOUMIはコロナ禍にありながら、オープン以降6か月で15万人を超える来館者を記録。国のGoToトラベルもありましたが、合わせて本市独自の個人客向け旅行クーポン事業や団体客誘客のためのインセンティブ事業を実施したことで、足摺岬の宿泊施設はもとより、市内全域の宿泊施設に効果が見られておりました。また、市街地飲食店においてもその波及効果は大きかったと思っております。

以後、観光客の増加を見込めるとの判断から、宿泊施設や体験型観光事業者の中には環境整備工事等に取り組んでおる事業者も多くあり、市としても支援をしております。

現在は再びのコロナ感染症により観光業は大変厳しい状況ではありますが、この間、事業継続のための様々な支援策も実施しながら、緊急事態宣言解除後には、再度、観光業の活性化が図られるよう、継続した取組を進めております。

また、商工振興に関しましては、昨年10月より事業を開始しました土佐清水地域電子通貨「めじか」は、市内経済の循環に大きく寄与できるものであり、これまでの紙ベースの商品券とは違い、繰り返し利用可能となるなど即効性ある事業であると思っております。この地域電子通貨の仕組みは全国的にも先進的な取組として、各市町村等からのお問合せや視察を受け入れている状況でもあります。

現在、この電子通貨は観光客やふるさと納税においても活用できる外貨も稼ぐ仕組みとしており、引き続き、市内経済を活性化するための施策として進めております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長どうもありがとうございます。確かに本当にめじかは人気がございます。

産業振興分野は新型コロナウイルス感染症対策もあり、大変な状況だと思いますが、土佐清水市の柱ですので、新型コロナウイルス感染症収束後も見据え、引き続き強力な取組をお願いしたいと思います。

次に、「お年寄り誇り」についてですが、生きがいつくりや地域で安心して暮らせる仕組みづくりの実現に向けて取り組んできたと思いますが、その取組状況と実績を健康推進課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

高齢化に伴い、増加傾向にある認知症の施策として、認知症高齢者見守り支援員を養成し、地域で見守り支援等を行う認知症高齢者見守り支援事業を実施しております。高齢者見守り支援員の登録者数は令和3年2月末で96人であり、今年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から6月は訪問回数が減少していたものの、令和3年1月末で利用者33人に対して525回の訪問をし、話し相手や見守り支援、外出支援等、日常生活を送るのに支障がある認知症高齢者とその家族の皆さんが安心して暮らせるよう生活支援を行っております。

高齢者へ支援を行うボランティア等についてもボランティア研修会を開催し、地域住民同士による支え合いの必要性を説明しながら、ボランティアの育成、活動の推進につなげており、地域包括支援センターと情報共有しながら高齢者のニーズに対応できるボランティアの調整を行った上で、ごみ出し支援などの生活支援につなげることができております。

また、介護予防の必要性などについて、地域住民の理解・認識を深めるため、パンフレットの配布や介護予防講演会の実施、運動教室やいきいきサロンなど、地域住民が主体的に取り組む介護予防活動や地域支え合い活動の取組を継続して推進しており、特にいきいきサロンはスタート時の10地区から今では50地区にまで広がり、地域の皆さんの憩いの場、情報共有の場、健康づくりの場など介護予防の拠点となっております。高齢者が外出を控え、家に閉じ籠もりぎみになると心身や脳の機能の低下や人とのつながりが減ることでの認知症のリスクが高くなることなども心配されることから、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休止となっていたサロンを再開する際には個人負担となるお弁当を補助する高齢者集いの場応援事業を実施し、サロンへの参加を後押ししたところであり、さらに3月末までには今後のさらなる感染予防のため、各サロンに空気清浄機や体温も計測できるアルコールディスペンサーなども配置することとしております。

今後につきましても、これまでの事業を継続して実施しながら、高齢者の皆さんが生きがいづくり、健康づくりを進め、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長どうもありがとうございました。

確かにいきいきサロン、本当に地域の方々が楽しみにしております。やはり、住み慣れた地域で元気に安心して暮らせることが一番の幸せではないかと思っておりますし、その実現に向けて取組をお願いしたいと思います。

次に、「命を守る」についてですが、近い将来必ず発生する南海トラフ巨大地震に備え、命を守り、命をつなぐ取組状況について危機管理課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

近い将来必ず起こると言われている南海トラフ地震津波。本市では震度6弱から震度7の地震が起き、その後、大きな津波に襲われると想定されています。地震津波から命を守る取組について、その主なものを平成29年度以降でお答えいたします。

まず、ハード整備について、市内全域に平成25年度から整備をしてきた96か所の津波避難路、107か所の太陽光誘導灯については平成30年度に完了いたしました。発災時、防災の拠点となる総合公園内に国からのプッシュ型物資支援を受け入れ、市内各所に配送する拠点となる防災物資配送拠点施設を令和元年度に整備し、今年度末にはその近隣にヘリポートも完成予定となっております。防災情報周知に大きな役割を果たす防災行政無線のデジタル化については、今年度から工事に入っておりまして、2年計画で来年度中には完成する予定となっております。

ソフト面では、平成30年度に津波ハザードマップを全戸配布、地震津波から守った命を各避難所につないでいくため、避難所運営マニュアルも作成いたしました。地域における防災力向上の担い手となる人材を育成し、災害に強いまちづくりを推進するため補助金を交付し、防災士の資格取得に取り組んできました。平成29年度から令和元年度までの実績ですが、補助金を活用し、資格取得をされた方は16名、補助を利用しなかった方を含めると市内全体では24名が新たに防災士の資格を取得しております。また、避難空間の確保のための住宅耐震化や危険な老朽住宅の除去などについても継続的に取り組んできております。

今後も対策をソフト事業にシフトしながら、命を守るための取組を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長どうもありがとうございました。

南海トラフ地震に備え、命をつなぐために防災対策が強力に推し進められていることはよく

分かりました。南海トラフ地震対策はもちろんでございますが、新型コロナウイルス感染症防止対策にも万全を期する取組を引き続きお願いしたいと思います。

次に、「絆は力」ですが、市民の声を生かした活気あふれるまちづくりの前進に様々な取組をされてきたと思いますが、その取組状況について企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

企画財政課におきましては、市民と市役所の絆を深め、活気あふれるまちづくりを目指して、特に中山間地域対策に取り組んでまいりました。中でも本市初となる集落活動センターとして下川口家を設立するとともに、活動拠点施設となる直販所も開設し、地域での支え合い、助け合いにつながる取組が展開されております。

また、移住の取組も引き続き推進してきた結果、平成29年度以降の本市への移住者数は累計で200人を超えておりまして、人口動態における転入者と転出者の差、社会増減において人口減少幅が縮小している傾向にあることから、この間の取組が一定の効果があったものと判断しております。

そのほかにも総務課所管の事業ではありますが、懸案事項でありました市内全域の光ファイバー整備事業を平成30年度から実施しており、国・県の補助事業などを最大限活用し、総事業費は約7億円必要となりましたが、一般財源については約1億5,000万円と最小限に抑えられ、令和3年度中に事業が完了できる見込みとなっております。

このことにより、地理的に条件が不利な地域である本市にとりまして、物理的、時間的な制約を受けず、リアルタイムの情報を得ることが可能となり、都市部との情報格差の解消が図られ、これらの取組が今後において活気あふれるまちづくりにつながるものと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

課長が言われましたように、本当に光ファイバーは皆さんが本当に待っておる設備でありますし、また、集落活動センター下川口家も一生懸命頑張っているところでございます。

市役所の司令塔的な役割を担っている企画財政課ですので、政策全般の実現に向けて取組をよろしくお願いいたします。

ただいま各課長から2期目の公約に対する取組状況やその実績について答弁をいただきました。

5つの基本政策に基づき、それぞれテーマを設け、それに沿った形で具体的な項目を列挙して全庁にわたって取組を進めるわけですので、市長1人が取りまとめをして一つ一つに指示を出すわけにはいかないと思います。その上で重要な立場が市長の補佐役である副市長ではないかと思います。

そこで、泥谷市長の1期目、2期目の政策実現に向けて全般的な取組を推進してきた副市長に、この間の取組状況や苦労した点など、2期8年間泥谷市長を支えてこられた立場で率直な思い、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

市長公約の2期8年間の取組につきましては、それぞれ議員御案内、また、所管課長より答弁したとおりでございます。

市長の補佐役としての役割としては、公約に掲げた項目をいかに現実に即した事業として具体化していくのか。それに伴う予算措置をどう講じていくのかについて取り組んでまいりました。

それぞれの事業につきましては、毎年予算の査定時に事業内容や自主財源が少ない本市では、いかに国・県から補助金を獲得するか、また、有利な起債の活用等、職員皆さんの英知を結集して予算編成をしてきたところでございます。

また、事業によれば数年にまたいで実行されることもありますので、平成29年度より庁内に委員長を市長とする重点事業等進捗状況点検会議を立ち上げ、着実に事業が進むよう年4回の会議を開催し、事業の点検管理を行っているところでございます。

それぞれの事業につきましては、それぞれの所管課で課長をトップとして課員が精力的に取り組んでいただいておりますので、私としてはその取組状況を確認している状況でございます。

これらのことにより、具体的な事業の企画、提案、進捗管理などを行うことにより、職員のスキルアップにもつながっていると思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 副市長どうもありがとうございました。

市長の補佐役として、政策全般的な推進役として、引き続き取組をよろしく願います。

それでは、市長にお尋ねいたします。

2期8年間を通じて市勢発展に向け、公約の実現に邁進してきたと思いますが、この間の取組に対する市長の思いをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 政策というのは、政治家にとっては命でありまして、その公約というのは市民の皆様とお約束をした、これは大変なものでありますから、これまで2期8年、これを誠実に着実に実行してまいったというふうに考えております。

改めて、前回2期目に当たっての政策のビラも点検しながら総括をしたところでありますが、実はこの5つの基本政策に基づいて、具体的な事業を43項目掲げておりました。そのうち40項目は達成できたのですが、あと3つ達成できていない事業があります。それは一つにはジョン万次郎大河ドラマ化実現、そしてジオパーク構想、最後に市街地高台バイパスの321号国道の開通。この3つがまだ達成をできておりません。

ただ、この5つの基本政策につきましては、先ほど課長、そして副市長から詳細にわたる答弁がございました。中長期的には振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、これに落とし込んでいきまして、具体的には毎年の予算編成時に係長以上の職員と膝を突き合わせて実現に向けての議論を深めてきたところであります。

政治家、市議会議員の皆さんもそうだと思うんですが、1期4年でやっぱり結果を残さなくてはなりません。ですから職員にはスピード感と、そして成果を求めるがゆえに大変御苦労をかけてきたと思っております。また、この1年数か月の間は新型コロナウイルスという目に見えない敵に対しての対策、こういう取組にも全力で取り組んでまいりました。

このコロナ対策と合わせて、職員からのボトムアップ方式で数々の政策の実現をしてまいっておりますが、本当にこの議論を通じて職員の政策立案能力、そしてその詳細な制度設計、そして予算編成時における査定での説明能力、また、議会での職員の説明能力、確実に向上しておりますし、本当に心強いところであります。

今後においても職員が一丸となって、市勢の発展と市民福祉の向上に取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 市長どうもありがとうございました。

達成あと3つということでございますので、3期目に向けてぜひ頑張ってくださいと思っています。また、新型コロナウイルス感染症対応、真ただ中での3期目の出馬表明となりました。公約の実現による市勢発展はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策も併せて、

引き続きの取組をお願いしたいと思います。

次に、その新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に対する市民や事業者への支援策についてですが、この間、国から交付金が交付され、様々な対策を実施してきたと思います。また、追加の交付金により、令和3年度も引き続き対策を実施することになると思いますが、これまでの取組や今後の取組について、特徴的なもので結構でございますので、その概要について企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

令和2年度は、ほぼ毎月コロナ対策に係る補正予算を計上してまいりました。国民全員に一律10万円の給付を行った特別定額給付金事業約13億3,000万円を含め、総額で23億6,000万円余りのコロナ対策に係る予算を計上し、各種事業を行ってまいりました。

中でも、本市へ単独事業分として約4億6,000万円交付される予定のコロナ臨時交付金を活用した事業を中心に、地域電子通貨めじか事業や観光宿泊客へのクーポン券事業などの経済対策のほか、市独自の持続化給付金や休業等要請協力金の支給などの事業者支援対策を行うとともに、公共施設における感染予防物品等の購入や全世帯への消毒液配付などの感染防止対策に係る事業を行ってまいりました。

また、市民の暮らしを守るため、水道基本料金の3か月間免除や学校給食費の3か月間無償化などにより、市民の経済的負担の軽減を図ってまいりました。

令和3年度につきましても、電子通貨めじか事業や観光誘客促進事業などの経済対策のほか、事業者支援として収入が減少した事業者に対する臨時給付金や医療、介護、福祉事業所に就職した方々等への支援金を支給することとしております。

そのほかにも市民へのワクチン接種料や移動図書館車購入など、コロナ関連予算として総額約2億7,000万円を計上しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症により厳しい立場におかれている事業者や市民に対して、きめ細かな対策を講じていただきますよう改めてお願いいたします。

さて、最後に泥谷市長にお伺いいたします。

現在、取組を進めている新型コロナウイルス感染症対策に対する思いと、今後、ワクチン接種が一般市民にも拡大し、新型コロナウイルス感染症が収束を迎えた後の施策展開について、3期目の決意表明も併せてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） コロナ関連対策につきましては、先ほど企画財政課長が答弁したとおりであります。引き続き「健康」、そして「継続」、「暮らし」、この3つをキーワードにいたしまして、感染防止、経済対策、生活支援を全力で取り組んでまいりたいと思っております。

そして、いよいよ来月よりワクチン接種が始まります。全国民へのワクチン接種、これは私たち基礎自治体に取りましては、まさに総力戦であります。最大の政治課題だというふうに認識もしております。

今後においても、危機管理の最前線に立ち、全力でコロナ対策に取り組んでまいります。併せて人口減少をはじめ、過疎、少子高齢化への取組、また、基幹産業の復興など土佐清水市の抱える課題、これに正面から向き合い、これまで2期8年の市長としての経験と職責の重さを決意に代えて、3期目に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

本当に昨年から新型コロナウイルス感染症により、竜串再開発の一環としてオープンしたスノーピーク土佐清水や改築された新足摺海洋館SATOUMIによる集客力が十分発揮できないままとなっているばかりでなく、それに付随した形で足摺岬観光の低迷や土佐清水市の新鮮な食材が県外の方々や観光客に広く御賞味いただけない状況にじくじたる思いが募っているのではないのでしょうか。

今は、新型コロナウイルス感染症対策に全力を挙げることを優先していただき、かつ、収束後の市勢発展のための取組が切れ目なく展開できるように新年度予算の有効な執行に大いに期待しております。

最後に、今年3月末をもって退職される皆様方に対し、長年にわたる御苦勞と市民生活向上のために御尽力をいただきましたことに対しまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

これからは、市勢発展のため、市民のためになるよう御協力をお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 5番、吉村でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、林業についてお聞きしたいと思います。

昨年の12月会議におきまして、林業について質問させていただきました。今回は、そのときの質問に対する検証を織り交ぜながら行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、森林（もり）を守る担い手育成事業についてお聞きしたいと思います。

この事業は、林業就業者の拡大、増加を目指し、林業に興味を持ってもらう入り口の事業であると認識しております。担当課の努力により、この受講者数もかなり増加しておりますが、周知広報はまだ十分ではないと思っております。

また、研修受講者の就労に対するフォロー体制を確立する必要があると思っておりますが、課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

林業の担い手対策として重要な役割を持つ、森林を守る担い手育成事業の受講者の募集は、これまでの市の広報紙とホームページへの掲載に加え、今年度は新たに市内全域に新聞折り込みで周知したところです。例年に比べて問合せも多く、一定の効果があつたと分析しております。

この事業を多くの方に知っていただき、多くの方に受講してもらえよう、効果があつた新聞折り込みによる周知を継続するとともに、SATOUMIや道の駅など人の集まる場所に募集チラシを置かせてもらうなど、周知広報の徹底をしてこの事業に多くの方に受講していただき、市内の林業従事者につながるよう取り組んでまいります。

また、受講者のフォローにつきましては、研修受講者の就業相談を受ける機会を設けるなど、実際に就業につながる取組も行いたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 大変よく分かりました。

これも昨年の12月会議において、森林を守る担い手育成研修を全課程受講した方に対して、森林環境譲与税を活用し、就業支援金を支給してはどうかとの質問に対して、そのときの課長答弁は国や県に確認して前向きに検討するとのことでありましたが、その後、どのようなようになったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

森林環境譲与税を就業支援金のように現金で給付することは可能ではありますが、本課としましては、この税が確実に林業につながる、生かされる対策に使いたいと考えまして、来年度は森をもりあげる担い手支援事業としてチェーンソーや防護服といった用具の購入補助を行うこととしました。通常は補助率が10分の5のところ、研修受講者には10分の10を支援することにより、研修後に林業に携わる人材確保を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 一定進んだかなという理解をさせていただきました。

できましたら、そういう支援策の上に、また支援金の検討もしていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

次に、森林環境譲与税についてお聞きしたいと思います。

基本的にこの環境譲与税は当該年度内に有効活用することとなっておりますので、本年度内にこの森林環境譲与税を使った市独自の事業を展開することを要望しておりました。そのときの答弁では、できる限り有効活用するとのことでありましたが、その後の取組をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

昨年度から配分されている森林環境譲与税は、初めての業務ということもあり、配分額の約5割を基金に積み立てることになりましたが、令和3年度当初予算には森林環境譲与税の創設の趣旨に沿い、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てる事業

をバランスよく組み立てております。

さきに紹介した森林を守る担い手育成事業や森をもりあげる担い手支援事業、木とともに子どもの成長を見守る事業など、様々な施策を実施することとしており、できるだけ積立てを行わずに有効活用することとしております。

内訳としましては、歳入で譲与税の見込額が2,496万円余り、歳出では森林経営管理制度をはじめ、森林整備に係る予算として新規事業の未来へつなぐ森づくり支援事業、山のお手入れ支援事業などに約49%の1,217万円、担い手対策として、森林を守る担い手育成事業をはじめ、新規事業の森をもりあげる担い手支援事業などに約13%の340万円、木材の利用促進、森林の普及啓発として市産材使用住宅建築助成事業、木とともに子どもの成長を見守る事業などに約20%の496万円、このほか林道整備に約9%の220万円、基金に約9%の222万円を使うこととなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この基金積立金のことでありますが、令和元年度の森林環境譲与税は1,174万円でした。その使途内容は、これ公開されております。少し5つぐらい御紹介したいと思いますが、まずシステム導入に358万円、森林経営管理制度の事業に217万円、そして森林の担い手事業に20万円、意向調査に3万円、そして基金積立に574万円となっております。

今、課長言われたように、来年度は森林環境譲与税の収入見込みが2,496万円と倍増するわけであります。その中で基金に来年度は222万円、約9%を積み立てるとのことですが、そうなりますと令和元年度の基金が574万円、来年度が222万円、本年度はまだ出ておりませんが、この3つの合計がこの基金積立金になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

そのとおりでございます。積立金は基金を廃止しない限り、毎年少なからず基金に積み立てることになります。

令和3年度も222万円を基金に積み立てるようにしております。森林経営管理制度に基づき、実際に森林整備することになれば境界確定や測量などに、また、経営困難な森林は市が直営で切り捨て間伐しなければならないケースも出てこようかと思われま。かなりな経費が想定されますので、将来的には適時基金の積立金を取り崩してこれらに充てたいと考えておりま

す。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長の言われることもよく分かります。

ただ、これも基金をあまり積み立てると、本来は当該年度で使ってくださいと、林業の発展に使ってくださいという趣旨のもので、あんまり基金を積み立てるといことは本分から外れていくと思いますので、その辺りはぜひバランスを取って基金崩して適時に使用していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、この意向調査についてお聞きしたいと思います。この意向調査についても昨年12月会議で取り上げました。

平成31年から森林経営管理制度が始まったことに起因するものでありまして、森林の管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり、所有者と林業従事者をつなぐ、いわゆるマッチング目的にしたものであると思います。

今回の意向調査の内容と、その結果、そしてそれをどのように分析しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

今回の意向調査の内容は、自分が所有する森林の今後の管理について意向を問うものです。全調査対象4,171筆のうち312筆にアンケートを送付しました。そのうち218筆分が回収されております。その調査結果、回答の内容は「管理を市にお願いしたい」というのが125筆、40%、返信がなかったのが94筆分、30%、「森林の手入れを自分でしていきたい」という方が35筆の11%、宛所不明で返ってきたのが23筆の7%、未回答が22筆の7%、「林業事業者に委託したい」という方が13筆の4%となっております。

これらの回答から、まず他者に手入れをお願いしたいという方の多くが、その委託先として市を考えられておるといことが分かりました。

また、筆が飛び地であったり細切れで間伐などの整備につながるのが難しいといった問題も徐々に浮かび上がってきているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この意向調査は大変重要になってくると思っておりますが、アンケート調査で自分の山の管理を自分ではようしないので市にお願いしたいとする方への対応はどのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

対象森林で整備計画が立てられるかどうか判断を行った上で、こういう森林の塊ができなくても森林整備はできるような新規の支援事業の創設や森林所有者と森林組合や自伐型林業者などと直接のマッチングにより、森林経営管理制度によらなくても早期に、かつ森林整備に着手できるような仕組みを構築できるよう、本課においてただいま考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今の課長答弁にもありましたが、森林経営管理制度を基本にしながらも、本市独自の仕組みを構築して柔軟に対応していただくようお願いをしておきたいと思えます。

そして、この意向調査の進捗状況も大変重要な部分ですので、今でももちろん全力で取り組んでいただいていると理解しておりますが、なお一層取り組んでいただきたいと思えますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

この意向調査の進み具合は、実際に現地に入り、森林整備できるか否かに影響してきます。国の指針では15年以内に意向調査を完了させるとしていますが、時間の遅れは森林所有者の特定にも影響してくると思えますので、森林整備を推進するためにも本課としましてはスピード感を持って業務に当たりたいと考えており、令和3年度からは会計年度任用職員を増員し、取組を加速させたいと考えているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 意向調査は本当に大変難しいことと思えますが、その先ほど言われた15年ということもありますが、より一層スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

いをしておきます。

それでは、ここで改めまして、本市の将来に向けた林業のビジョンをお聞きしたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

本市の森林は本市総面積の85%を占めており、森林の持つ公益的機能の重要性を啓発しながら適正な森林整備に努めています。また、地球温暖化防止や山地災害の防止を図るなど、国土や国民の生命を守り、国民に広く恩恵を与えるために適切な森林の整備を進めなくてはなりません。

このため、本市では国が定める森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律に記載のある3つの柱を基本として、本市独自の施策を組み立てて、令和3年度の当初予算に計上しております。

柱の1には、森林の整備に関する施策がございます。森林の所有者の確認、意向調査、森林整備、未整備森林を対象とする適正な管理を目的とした間伐補助、地域住民が行う里山や森林整備への支援を考えております。

次に、柱の2では、森林の整備を担うべき人材の育成がございます。森林経営に資する知識を習得するための講習会、林業に必要な機械器具の購入補助を考えております。

また、柱の3つ目には、森林の有する公益機能に関する普及啓発があります。子供たちへの木育を中心とした取組、新生児への木製のおもちゃの配布、保育園・幼稚園への木製おもちゃの配布、小学新入生への木製文具の配布、また、森林を含めた自然の大切さを伝える絵本を作成して、小さな頃から森の大切さに触れる機会を増やす取組を考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長のお話によりますと、まず3つの施策を柱にして進めていくとのことでお話でございました。

特に、この2つ目の柱の森林の整備を担うべき人材の育成、これが本市は急務だと思います。幾ら整備計画を立てても人材がいなければ実践できないわけであります。

課長も御存じのように、日本の林業就労者数はここ50年で10分の1以下に減少しております。この国の方針に基づく今までの大規模機械林業では、山林の所有者や地域住民で整備できない状況が続いていることは御案内のとおりでございます。

先日、高知新聞のほうに山口県の自治体で自伐型林業に特化した地域おこし協力隊を募集し、採用したとの記事が載っておりました。高知県でもお隣の宿毛市がこの自伐林業に積極的に取り組んでおられまして、一定成果を上げていると聞いております。

本市でも、このように自伐型に特化した職員を任用してはどうかと思いますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

現在、本市で行っている地域おこし協力隊の募集では、緑の森づくり推進担当として、経営型・自営型にこだわらず、本市の林業の担い手になっていただきたい思いから募集しております。

近年、自伐型林業はトレンドであり、支援制度など結構メニュー化されており、時代の流れになっているように感じているところです。隣の宿毛市も、議員言われますように自伐型林業に特化した地域おこし協力隊を募集しておりますし、また、退任された方は宿毛市で自伐型林業をされているとお聞きしております。

本課としましては、基本的に林業に従事していただく方を増やす目的がありますので、地域おこし協力隊の募集要項を経営型・自営型どちらでも対応できるよう改めまして募集したいと考えているところです。

自伐型林業が今はトレンドであります。隊員の受入先や活動するフィールドなど課題もありますが、自伐型林業に特化した地域おこし協力隊、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今、本市の林業従事者数が大体50名弱、四十七、八人とお聞きしております。そのうち自伐林業をやられておる方は1名、ないし2名ぐらいやというような話も聞いておりますが、例えば佐川町なんかでは自伐型林業だけで40人ぐらい。そのうち30人近くが移住されてきた方というようなお話も聞いております。

課長言われたように、これからは自伐型林業がトレンドであります。ぜひ、その辺考えて任用していただければとお願いしておきたいと思います。

それで、現在、森林環境譲与税の導入やSDGsの考え方によって、やっぱり自伐林業は大変注目を集めております。

この自伐型林業は環境に負荷をかけず、低価格、低コストで少ない補助金でも新規参入しや

すくて、例えばほかの林産材や三次産業との結びつきも強く、本市のように移住者の増加が見込まれる自治体には最適な事業だと認識しております。

先ほど来お話のある自伐林業の先進地の宿毛市では、自伐担当の隊員が7名、全員が産業振興課の所属になっているそうであります。宿毛市のほうでは、最初の研修は担当課が外部講師を招いて、研修フィールドは市有林、もしくは私有林を提供してもらって進めているようでございます。ぜひ参考にして、本市の自伐型林業を推進していただきたいと重ねて要望しておきたいと思っております。

続きまして、その林業のことですが、林業者にお話をお聞きする機会がありまして、今何があればいいですかというようなお話を聞いたときに作業道の整備に対する支援要望が多く、現行の緊急間伐支援事業の充実が必要ではないかなと感じております。

現在、この作業道の補助がメーター1,000円の単価に対して、ほかの自治体ではそれプラス500円から1,000円上乗せをしているところもございます。森林環境譲与税を活用して、この作業道のメーター1,000円に対する上乗せ補助ができないものかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

森林整備に必要な作業道の整備には、議員御案内のように県の緊急間伐総合支援事業を活用しておりますが、市町村の要望額に対して県から満額の決定が頂けない状況が続いております。

作業道の整備に森林環境譲与税を活用して上乗せ補助を行うことも可能ではありますが、国からも国や県の補助事業では支援が行き届かないところに対して譲与税を充てることを検討していただきたいと通知されているところであり、本課としましても、より支援が行き届かないところに支援したいと考えております。

そこで、本課としましては県の要望がかなわなかった作業道整備に対して森林環境譲与税を充てた補助を行うことで、要望のあった作業道の整備に遅れが生じない方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） つまり、県の補助事業では100%の支援ができてないので、それをなるべく森林環境譲与税を使って整備していきたいというようなお答えだったと理解しております。

先ほども言いましたように、令和3年度の森林環境譲与税は2,496万円となり、当初予算では森林整備に約49%の1,217万円、それで担い手対策に13%の340万円、木育事業に15%の376万円となっております。

この木育事業は、森林や自然を大切にすることを育むものとして大変意義あるものだと理解しておりますが、一方で森林産業事業の根幹である担い手に関する事業が低いのではないかと危惧しております。今、どこに投資すべきかの優先順位を考えていただいて、基金の有効活用をお願いしておきたいと思っております。

つまり、どういったことかと言いますと、木育に予算の15%、それで担い手の育成事業に対して13%と。この木育は結構ですが、担い手のほうは事業費として少ないというのはいかがなものかと一つ指摘をさせていただきたいと思っております。どうぞ課長、お忙しいと思っておりますがよろしくお願いします。

それともう一つ、この木育、先日高知新聞のほうへ出ておりました。2月13日付で、いいですね、これ市長が持っていかれたという大変ほほ笑ましい事業ですので、これはこれとして進めていただけたらと思っております。よろしくお聞きしたいと思っております。

それでは林業はこれで終わらして、続きまして、空き家対策について危機管理課長にお聞きしたいと思います。

現在、国全体で放置空き家が問題視されております。本市も当然、例外ではございません。

そんな中、国は空家対策特別措置法を施行いたしました。この法律により、空き家の実態調査や所有者への指導、特定空家への指定等ができるようになりました。

現在、本市における空き家の実態調査の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。

これは適正な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産を保護するとともに、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要となっていることなどを背景に制定されたものです。

それを受け、本市では空き家等がもたらす問題の解決に向けて総合的な対策の在り方について検討するため、土佐清水市空家等対策検討委員会を立ち上げ、諸問題の解決のため検討を行ってまいりました。

平成28年度には、空き家に関する情報を持つ株式会社ゼンリンと委託契約を結び、空き家情報の提供を受けました。それを基に現地調査を実施しております。

1,632軒の現地調査を行った結果、修繕等により利用可能なもの、それから除去の意向が確認されたもの、そういうものを除きまして平成29年度には特定空家候補として115軒を選定しました。その後、対象物件の所有者調査を行い、判明分から除却の啓發文書を送付するなどの取組を継続して行っております。

現在、115軒中109軒で所有者が判明いたしまして、そのうち39軒が除却まで至っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 空き家は適切に管理しないと近隣に様々な悪影響をもたらす可能性が当然考えられます。

その中でも、特に本市の場合憂慮されるのが、倒壊による被害であります。

本市は津波に対する避難路の整備が進んでいますが、空き家倒壊により、道が塞がれたりすることが想定されております。

当然、空き家は放置される期間が長ければ長いほど危険度は増していくわけでありまして、古い家ほど早い対策が必要になると思います。

それでは、課長に本市の空き家解体に対する助成制度及び実績を教えていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

老朽住宅等の除去に関しましては、土佐清水市老朽住宅等除去事業費補助金の制度があります。この補助制度は、土佐清水市内にある住宅等で倒壊等の著しく保安上危険な状態であることや、1年以上使用されていないことなど一定の条件を満たす住宅等を対象とし、補助金額は除去にかかった費用の10分の8以内で上限が102万8,000円となっております。

この事業についての過去5年間の実績につきましては、平成28年度22件、1,885万5,000円、平成29年度31件、2,740万6,000円、平成30年度58件、5,007万8,000円、令和元年度42件、3,864万円、令和2年度46件、3,956万7,000円となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 一定、制度というか進んでいるように感じておりますが、これも昨年11月3日付の高知新聞に県内空き家特措法に及び腰という見出しの記事が出ておりました。

その中で、本市の空き家対策についての取組が紹介されておりました。先ほど触れました避難道のことや特定空家のことなど、本市の抱えている問題点を指摘されておりました。

本市の空き家率は28.4%で全国の市町村で第7位という高さであるとのことでございます。この空き家問題は大変難しく、深刻な問題であることは言うまでもございません。

このことは高齢化問題や人口減少、防災対策や移住など、様々なことがリンクしております。そして財政的な問題や法的措置等で危機管理課の対応に手詰まり感はあると漏らす気持ちは一定理解できますが、南海トラフの発生は高まる中、防災面からもこれもスピード感が必要だと思います。担当課として、これからの取組をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

南海トラフ地震の発生確率が高まる中、地震の揺れから身を守るための住宅耐震化、津波から逃げる避難路確保のための老朽住宅等の除去については、震度6弱から震度7が想定され、その後大きな津波が想定される本市にとって喫緊の課題だと言えます。

特定空家候補の所有者等に対し、文書で啓発をしておりますが、連絡先が不明なケースや何とか補助事業の説明までいっても自己負担が必要であることから最終的に理解が得られないケースもあります。そういうことで対応に苦慮しているところがあるということを申し上げたいと思います。

吉村議員の指摘のとおり、防災面からもスピード感を持った対応が必要であるということは認識しております。対策を進めるため、令和3年度当初予算には老朽住宅等除去事業費補助金を前年度より増額して計上しております。併せてこの機会に啓発方法の見直しなどを行い、より多くの危険な住宅に対応できるよう対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） これも最初に申し上げました空家対策特別措置法によりますと、特定空家と判断される基準は4つほどございます。1つは保安上の危険のある家、2、衛生上有害となることが考えられる、それで3つ目、景観を損なう、4つ目、周辺の生活環境を守るために放置してはいけないと、おおむねこの4つであります。

この特定空家に指定された場合には、市から勧告や命令、そして指導が行われ、状況によっ

ては行政代執行が行われることになるわけでございます。そして、この特定空家に指名されま
すと固定資産税の住宅用地特例からも除外されるということになると聞いております。

先ほどの課長答弁では、特定空家候補として115件を選定云々ございましたが、この特
定空家候補、その先には特定空家の認定があるわけでありまして。行政がこの特定空家の認定に
踏み込まないのは、家屋の国や県の解体の補助金を使っても、先ほど課長が言われたように所
有者の持ち出しが発生することや代執行に対する自治体の心理的な不透明さがあるからだから
かなというふうには考えております。そこは一定私も理解しておりますが、先ほども言いまし
たように、本市の場合は津波に備えるための整備を進めているわけでありまして、当然、空
き家対策は防災対策でもあるわけでありまして。

手前みそで大変恐縮であります、中浜のほうに大変危険な空き家があることは市長、皆さ
ん、執行部の方御存じだと思っております。これはもう何年来、中浜の区長を先頭にいろいろ
御相談してきたわけではあります、いまだに解決には至っておりません。これもあそこは例
えば避難路であるし、先ほど言った4つの条件が全て当てはまるのではないかなと思ってお
りますが、なかなか先ほど言われたような理由で進んでおりませんが、この空き家候補から特定
空家に移行する前に本市の独自の空き家トリアージ、手引きみたいなのを作成して危険度に応
じて定量的に数値化して選別し、特定空家を決定していく。そんな対策を提案しておきたいと
思います。

そうすればトリアージですので点数が出てきますので透明性が確保され、不公平感もなくな
るのではないかと思いますし、それも一定、行政の責任を果たすことにつながるのではないかと
思っております。中浜のことで大変恐縮ではあります、もしあそこが何かで崩壊したとき
に、けが人が出た場合、一義的には所有者のもちろん責任であります、これだけ再三、市の
ほうに危険だから除去してくださいという相談があるのを一定放置しているということは、行
政の責任も問われることがあるやら分かりませんので、その辺りはどうぞよろしくお願ひし
たいと思います。これで空き家に対する質問は終わらせていただきたいと思います。課長どうぞ
よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、移住者支援について、企画財政課長にお伺ひしたいと思います。

近年、地方創生が大変取り上げられるようになり、その中で各自治体も移住者増加に向けて
様々な取組を行っております。特に本市は自然環境に恵まれておりますので、移住先としては
魅力ある町であることは言うまでもありません。

現在、コロナ禍であり、アフターコロナの働き方改革も伴って、地方への移住者が増加して
いるとのことですが、本市の移住者数の推移を課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) 直近3年間の移住実績について答弁させていただきます。

まず、平成29年度38組、59名。平成30年度34組、53名。令和元年度34組、58名となっております。今年度令和2年度につきましてはコロナの影響もありまして、例年より少なく、2月末時点で24組、34名となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番、吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) ここ数年は本市の移住者数が増加していないようですが、この移住者数はそもそもどのようにカウントされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

市町村によりましては、他自治体からの転入者全てを移住者としているケースもあるようですけれども、土佐清水市本市におきましては移住者のカウント、先ほど申しました数値につきましては、企画財政課で移住相談として対応した後に土佐清水市のほうへ移住された方を実績としてカウントしております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番、吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) それでは、移住者の本市の定住率、どのくらいなのかをお聞きしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

令和3年2月末時点での定住率について、先ほどの移住実績と同様、平成29年度からの数値で答弁させていただきます。

平成29年度は移住者59名のうち定住者51名で、定住率のほうは86%、平成30年度は移住者53名のうち定住者47名で定住率は89%、令和元年度は移住者58名のうち定住者52名で定住率は90%となっております。この3年間の合計の定住率は88%となっております。参考までに高知県が集計いたしました直近の県内市町村の平均のほうは75%であるようですので、土佐清水市の定住率は県内では高いほうに位置しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、県よりも10%以上高い定住率であることは担当課の御努力によるものも大きいとは思いますが、

そもそもこの移住者の定義自体が曖昧で難しいと感じております。私なんかも佐川から来ましたので、それも一定移住者というカテゴリーに入るのかも分かりませんが、大変この移住者の定義自体が難しいと思います。

課長答弁にもありましたが、本市の場合は移住相談窓口で対応した数の集計に基づいた移住者数であり、定住率であるわけですので、実態を正確に把握しているかどうか判断が難しいところだと思います。

移住者数を正確に把握するためには、当然、市民課や各区長場と連携を取ることが必要になってくるのではないかなと思いますが、その辺り対応をよろしく願いしておきたいと思えます。

続きまして、本市への移住者の意向調査を行っているのか、また、行っているならどのような回答があったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、土佐清水市におきましては、移住希望者に対しましてホームページで居住のための空き家物件の情報提供を行っており、移住希望者が希望する内容の物件とのマッチングを支援しております。その情報の利用につきましては登録制としておりまして、利用申請書を提出してもらった際に本市への移住希望の理由というのを確認しております。

その回答によりますと、本市の自然豊かな環境に引かれて移住を検討しているケースが一番多く、その環境の中でサーフィンや釣りなどを楽しみたい、あるいはゆったりとした時間を過ごしたい、スローライフを満喫したいということで土佐清水市を移住先として選んでいるようであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 意向調査は当然ニーズ調査を基に移住者の増加に向けた施策を展開していくべきだと考えますが、本市の取組をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、土佐清水市では移住相談員2名のほか、移住担当の地域おこし協力隊を1名雇用し、きめ細かな相談業務や空き家の情報提供のほか、都市部から地方に移住を検討している方を対象とした移住相談会への参加、本市の生活を体験するためのお試し移住施設の運営、移住希望者と先輩移住者との交流を目的とした移住者交流会などを実施しております。

また、高知県が認定する県内企業へ就職した際に、支援金を支給する移住支援金制度のほか、移住希望者へ空き家を貸し出すことを条件に空き家の荷物整理や改修を行う際の補助を行うことなどにより、移住促進を図っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 現在、アフターコロナが盛んに叫ばれておりますが、これからの移住促進をどう考えていくのか、担当課としてどのような対策を考えられておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

今後につきましても、現在行っている取組は継続していきたいというふうに考えております。

今年はコロナの影響により、移住相談会におきましてもオンライン形式で開催されるなど、例年とは違った形での事業実施となりましたが、今後も相談会等についてはオンライン形式での開催が中心になってくるものというふうに思っております。

また、インターネット環境が整備されていれば、場所に捉われない働き方、テレワークもコロナ禍において全国的に浸透しておりますので、観光商工課が本年度実施いたしましたワーケーション事業との連携も図りながら、自然豊かな土佐清水市を移住先として選んでいただけるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 移住者の方たちは、数ある自治体から本市を選んでくれているわけがあります。変な言い方ですけども、地元の方は生まれ育ったから住んでいるという側面があ

るかとは思いますが、移住者の方は清水に魅力を感じて移住してくるわけでありますので、その辺りはそれを基本に考えていただきたいと思います。

この移住者の方、大変スキルが高くて多様性あふれる方が大変多く、土佐清水市を外から見るといふ視点を持っておりますので、この感性を何とか土佐清水市の活性化に生かしてもらえないかなと常日頃思っております。

せつかく移住していただいても定住をしていただければ意味がありませんので、そういう観点からも移住者に対する環境整備やアフターフォローは重要だと思いますが、課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

移住施策を進める中で、数ある移住先から土佐清水市を選び移住してもらおう。外から人を呼び込むための取組を推進する一方で、移住された方を定住させる、外に出さないための取組も必要で、そのためにも移住者に対するアフターフォローは重要であるというふうに認識しております。

移住者の多くは、知らない土地でたくさんの不安を抱えながら、慣れない田舎暮らしを送っていると思いますので、地域になじみ、住み続けていただくための情報や機会の提供のほか、定期的に連絡を取って相談に応じるなどサポートしていきたいというふうに考えております。

また、移住者が定住し続けるためには安定した収入が必要となりますので、情報発信力など移住者特有のスキル、あるいはネットワークなどがビジネスとして生かされないかどうか、そういったことも今後検討・研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先日、移住された方々とお話をする機会がございました。その中でいろいろなお話を聞かせていただきましたが、本当にスキルやポテンシャルの高い方が多くて大変驚きました。その方たちと清水の自然はもとより、雇用ですよね。仕事に関する話をしたときに、その方たちが言うには、やっぱりフルタイムではなくて週に2日、3日、月に2回、3回でもいいのですが、自分たちのスキルを生かせるような何か仕事があればいいのですがねというようなお話でした。

例えば、そのときに市の観光のホームページを更新していく作業であるとか、そういうこれから特に情報の発信力が重要になってくると思いますので、そういう移住者の発信力をつかっ

た、発揮していただけるような場をぜひ構えていただければなと思っております。どうぞ担当課として、移住の方々に寄り添う施策を積極的に打っていただきたいとお願いしておきます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

この際、御報告をいたします。8番甲藤眞君が所用のため、午後より欠席する旨、届出がありましたので御報告をいたします。

それでは、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会派市民のこえの前田晃です。

通告に従いまして、2点の質問をいたします。

まず、海上自衛隊の潜水艦衝突事故に関わってお尋ねをいたします。

ちょうど1か月前の2月8日、本市足摺岬沖で海上自衛隊の潜水艦そうりゅうと民間の貨物船が衝突する事故が発生しました。事故が発生した海域では、本市をはじめ高知県の漁業者が日常的にカツオ漁などを行っており、一歩間違えれば漁船を巻き込んだ重大事故となる可能性があっただけに、漁業者から不安と怒りの声が上がっています。

市長にお尋ねをいたします。まず、何よりも事故原因の徹底究明と再発の防止が求められますけれども、今回の事故について、市が把握しております情報とこの間の市の対応及び今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 令和3年2月8日に発生いたしました、海上自衛隊潜水艦そうりゅうと貨物船オーシャンアルテミスとの衝突事故の原因につきましては、現在、海上自衛隊で原因究明に取り組んでおり、詳細な事故調査結果と事故原因を踏まえた再発防止策を今後国が示すとのことでありますが、この問題は先日の2月県議会において、濱田知事も答弁しておりますが、その内容を十分精査した上で、仮に対策が不十分であると判断した場合は、訓練の中止も含めて国へ強く働きかけていく、このように表明をしているところであります。

この間、高知県危機管理部や県漁協など関係機関をはじめ、高知県選出の国会議員の皆様との情報収集、情報交換に努めるとともに、3月5日の高知県漁連及びリマ種子島沖縄等対策委員会の防衛省中国四国防衛局への要請行動に連動して、3月2日には防衛省高松防衛事務所へ事故原因の徹底究明と調査結果を明らかにし、速やかに情報を提供すること。確実な再発防止策を講じ、早急に漁業者に対する今後の対策を示すよう申し入れたところであります。

今回の衝突事故は相手が大型貨物船であり、幸いなことに大事故には至っておりませんが、これが地元漁船であれば、人命に関わる大事故になったと予想されますので、看過できない大きな問題であると捉えておりますので、今後においても高知県並びに関係機関と連携して、漁業者が安心かつ安全に操業が行えるよう要望して要請してまいります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この間の取組、よく分かりました。

肝腎の事故原因の究明というのは、防衛関係に当たるため、なかなか情報が入らないというものかもしれませんが、このような事故が起こるのは、この足摺岬沖7キロメートルの地点に、この衝突現場はそれよりもさらに上のほうのようですけれども、米軍の演習用として設定されたリマ水域に原因があるということは明らかではないかと思えます。

このリマ水域では、米軍だけでなく自衛隊の軍事演習も行われておりまして、漁業補償はあってもカツオやマグロの好漁場ということであることから、漁業者や県漁連は一貫してこのリマ水域の撤廃を求めてきております。

県議会では、このリマ水域撤去の決議をこれまで5回ほど採択しているというようすけれども、この本土佐清水市議会では局長に調べてもらいましたら、安保条約改定期の昭和45年—1970年に一度、本市漁業に犠牲的打撃を与えるとしてリマ水域の全面的指定解除を求める決議を全会一致で可決しています。

ところで、先月の下旬にしんぶん赤旗の共産党の赤旗の記者が本市に取材で訪れておりまして、私はそれに同行させていただきました。漁業者の皆さんからは、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、安心して漁ができん、漁船なら転覆やなど、一様に不安と怒りの声が聞かれました。赤旗記者の話では、この事故は単なる浮上の際の事故ではなく、軍事訓練の中の事故ではないかということでありました。

実にタイムリーなんですけれども、実は今朝のしんぶん赤旗の朝刊にこの取材の記事が載っておりまして、発生1か月後ということでこの記事が載ったようすけれども、これが記載されておりました。これがコピーなんですけれども、なかなか大きい紙面で取り上げています。ちょっと紹介させていただきますと、見出しとして「事故の海自潜水艦何をしていた」という

大見出しで、漁師の皆さんの「漁船だったら木っ端みじんで大惨事になった」というような声をまず載せて、その後、中見出しとして「貨物船を敵艦に見立てて訓練？ 専門家指摘」と書いています。記事の中では「元海上自衛官は、衝突は単なる人為的ミスではないとして、こう指摘します」ということで、その言葉を載せています。「貨物船を攻撃目標の敵艦に見立てていたのではないか。作戦上の“敵艦”にギリギリ近づきすぎた判断ミスではなかったか」というふうに書いてありました。潜水艦の軍事訓練の一環として浮上が行われて、この衝突が起こったというようなことではないかということですが、この記事の言うように、民間の船舶を標的にして隠密で訓練をしているとしましたら、本市の漁船も常に危険にさらされているということになります。

市長にお尋ねをいたします。本市漁業の安全な操業には、常時危険な軍事演習が行われていますこのリマ水域の撤去が必要だと考えますけれども、この点についての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） リマ水域は、御承知のとおり、日米安全保障条約の締結に伴い、足摺岬沖約70キロの地点に高知県の面積に匹敵する約6,255平方メートルに及ぶ広大な海域をアメリカ軍が軍事演習用に設定した区域であります。

リマ水域に対する私の所見ということですが、赤旗はまだ読んでおりませんが、御承知のとおり、このリマ水域、カツオやマグロの好漁場でありながらも軍事演習区域となっているために、操業が大きく制限され、漁業生産面の損失を招くとともに、この水域を遠回りすることによる燃油コストの増大が生じるなど、高知県全体の漁業振興の阻害原因となっているというふうに認識をしております。

こうしたことから、これまで県と足並みをそろえて高知県漁連や関係漁協などで組織されているリマ種子島沖縄等対策委員会とともに、長年にわたり演習区域の指定解除に向け、国に要望してまいっております。

しかしながら、この水域は日米安全保障条約に基づく法律により、軍事演習区域に指定されていることから解除は困難な状況であると受け止めておりますが、土佐清水市の漁業者にとっては極めて大切な海域と認識しておりますので、今後においても粘り強く国に対して指定解除を求めてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 実は、先月下旬ですが、共産党土佐清水市委員会としまして、

市長に対して今回の衝突事故の原因究明と再発防止を求める要請をいたしました。その際にも今市長の答弁がありましたように、関係する団体と一緒に指定解除に向けて取り組んでいきたいという決意を聞かせていただきました。今もそのお話でしたけれども、このリマ水域に最も近い地元の自治体の首長の発言というのは、やはり外部に大きなインパクトを与える力があるというふうに思います。国レベルの問題ですから難しさはあると思いますけれども、本市漁業者の安全な操業の確保と清水の市民憲章に掲げています平和で豊かなわしらの海を守るために、事故の原因究明と再発防止はもちろんですけれども、市長が今決意を述べましたように、リマ水域の撤去に向けた市長、執行部の皆さんの今後の取組を重ねてお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、本市の人権行政に関わる質問です。

市の仕事、市政は市民の幸せに生きる権利を保障するという点では、まさに人権保障そのものと言えます。ですから、市長や執行部の人権に対する考え方は、市の在り方に直結するとても重要な問題だと認識しております。

ところで、12月会議では、私の質疑の発言をめぐって様々な反応がありましたが、私は35年間の教員生活の中で私なりに人権教育や人権問題をライフワークにしてきたつもりですので、一般質問で今日この問題を取り上げる、質問させていただくことについて、実は心待ちにしておりました。市長、執行部には真摯な答弁を、また議長には、この同和問題では自由な意見交換がこれまでも課題となってきた経過がありますので、議場の自由な討論とともに、その内容が市民の皆さんにきちんと公開されますよう、議事運営等でも特段のお取り計らいをよろしくをお願いをしておきたいと思います。

さて、今から20年前の2002年、33年間続いた同和の特別対策が終了して一般行政へ移行しました。国は一般行政へ移行する理由として、3つのことを挙げていました。

1つ目は、同和地区の生活環境の改善が進み、周辺地域との格差は見られなくなったこと。

2つ目は、産業構造の変化によりまして大規模な人口移動が起こり、同和地区・同和関係者に限定した施策の継続が困難になったこと。地域と人を特定できなくなったということです。

3つ目、同和地区が大きくそういった変化した状況で特別対策を継続することは同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられなくなったこと。特別施策は部落問題の解決にはつながらないと。この3点で一般行政へ移行しました。

市長にお尋ねをします。このような理由で、国は同和の特別対策をやめたわけですが、今では実生活の上では部落問題がほとんど見えなくなっている状況ではないかと思いますが、この同和問題に関わる市長の現状認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 部落差別解消推進法、これが施行されたわけではありますが、その第1条では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていると。現在における部落差別に対する認識が示されております。

この法律は、私なりに解釈しますと、部落差別が存在し、そして部落差別は許せないことだと。そして部落差別をなくさなければいけないと。こういう考え方の下に部落差別解消推進法が制定されているというふうに認識をしておるところであります。

インターネット上では同和問題に対するデマや偏見、差別的情報が発信、拡散され続けております。部落差別、同和問題に無知であったり無理解な人が、そういった情報に影響を受け、誤った認識を持たないという保障はありません。また、現にネット上では部落地名一覧が流れ、これが結婚差別に及ぶという問題も生じております。また、今回の土佐清水市が行った市民意識調査の結果を見ても、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」との回答が25.9%という結果になっていることなどからも、部落差別、同和問題の解消には正しい知識を持つことが重要であり、教育啓発により一層取り組まなければならない。そういうふうに認識しておるところです。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) ありがとうございます。

部落差別解消推進法については、現状をどう見るかという点でやっぱり様々異論がありますのでね、そこに現在もなお部落差別が存在するという点については、そういう現状認識だという市長の今の状況がよく分かりました。後でまた詳しくお話をすることになるかと思えますけれども、この部落問題が生活環境や就労、教育など実生活の上でほとんど見られなくなって、そして意識の上でも薄まっているということにつきましては、これは見方は違うと言うかもしれませんが、私は今回の先ほど市長挙げました本市の人権意識調査、以下、意識調査と言いますけれども、これ立派な冊子をつくっております。この中でも同和問題が関心ある人権問題の6番目の低い順位となっております、しかもその割合も3割まで減ってきているということがあります。これ薄まっている一つの表れではないかというふうに思います。実態でも意識面でも部落問題が大きく解消に向けて前進をしているんだという、この現状を正しく認識した上で、その上で私は人権行政に当たるべきだというふうに考えています。これは極めて大事なことだと思います。

では、その部落問題の現状をどう見るかということですが、先ほど市長は非常に差別がまだ残っているんだというお話ですが、その中で特に指摘をされるのが結婚問題です

ね。部落問題の現状を、これ同対審の答申でも結婚問題は最後の壁だと指摘をしておりました。

じんけん課長にお尋ねをいたします。この結婚問題に係る本市の意識調査、市民の意識調査の結果について、課長の御所見、分析などありましたら簡単に結構ですでお話をさせていただきますでしょうか。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

人権問題市民意識調査では、問8で「あなたは同和地区や同和地区の人ということに気がしたり、意識したりすることはありますか」との質問をしております。その回答では「ある」が20.2%、「ない」が72.3%、「無回答」が7.5%でありました。問8で「ある」と答えていただいた20.2%の方々に対しまして、問8-1で「どのようなときに気にしたり意識したりすることがありますか。当てはまる全てに○（丸）印を」という質問でございますが、その回答では、「結婚をするとき」が最も高く60.9%でありました。

また、問9では「あなたの親族の方は結婚しようとしている相手が同和地区出身だと分かった場合、あなたはどうしますか。一つだけ○印を」との質問をしております。その回答では「本人の意思を尊重する」が60.7%、「反対はするが本人の意思が強ければ認める」が20.8%、「家族や親戚に反対する者がいれば結婚を認めることができない」が2.1%、「反対する」が2.1%、「その他」が1.8%、「分からない」が10%、「無回答」が4.7%でありました。

また、「家族や親戚に反対する者がいれば結婚を認めることができない」と反対するの合計は4.2%であり、さらに「反対はするが本人の意思が強ければ認める」を含めた合計は17%となっています。

この意識調査の結果を見ますと、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が結婚、交際について断念をしたり、差別事案につながる可能性があるのではないかと認識をしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　10番、前田　晃君。

（10番　前田　晃君発言席）

○10番（前田　晃君）　かなり詳しく答弁してくれました。なかなか時間がかかって終わりそうにないんですけども、かなり解釈を私が見た中では、大分課長の分析とは異なっています。

この意識調査では、先ほど課長言いました、「同和地区の人ということに気がしたり意識し

たりすることはあるか」という設問に対して、おおよそ2割の方が「ある」と答え、7割の人が「ない」と答えています。その「ある」と答えた2割の人に、「どのようなときに気にしたり意識したりすることがあるか」との質問に、「結婚をするとき」これが最も多いですね。先ほどいいました60.9%になっています。ただし、この60.9%というのは「気にしたり意識したりすることがある」と答えた人、20%のうちの60.9%ですので、全体から見ればその割合というのを12%、約1割程度と、結婚で意識するという方は1割程度ということになります。

一方、「ない」と答えた人の「親族の結婚相手が地区の出身の人だと分かった場合どうするか」という質問には、「本人の意思を尊重する」あるいは「本人の意思が強ければ認める」と答えた人が79.8%、8割。「反対する」あるいは「親戚等に反対する者がいれば認めない」と答えたのが4.2%、合わせて0.5割です。これも全体から見れば、「本人の意思を尊重する」、その2つを加えたのはおおよそ6割。それから「反対する」、とにかく「反対する」というのは0.3割、3%ということになります。

ちなみに、この報告書にも出てますけれども、「本人の意思を尊重する」と答えた人は、県の同様の調査結果より本市は20ポイントほど高くなっています。そんな現実もあります。

ところで、11年前の前回調査、2008年になっていますが、そのときには「どんなときに同和地区を気にするか」という質問がありました。そのときは「結婚するときに気にする」というのが4割です。「どんなときも気にしない」同じく4割です。

そこで、前回と今回の調査結果を比較しますとね、「結婚するときに気にしない」と答えた人の割合は、前回4割から7割へと倍近くに増えています。7割に増えてるんですよ。また、「結婚するときに気にする」と答えた人の割合、前回4割ありましたが1割へと激減しています。前回調査と比べたら明らかにそういうデータが出てくるわけですね。

また、「親族が同和地区の出身の人と結婚する場合の対応」、これは前回ありませんけれども、前々回の調査にあります。18年前。「本人の意思を尊重する」というのは前々回も6割程度です。今回もあまり変化はありません。しかし、「反対をする」という前回1割程度でしたが、今回は先ほど言いましたように0.3割まで落ち込んでいます。極めて少数になっているという現状なんです。

市長にお尋ねします。今回の意識調査の結果は根強い差別が残っているということではなくて、結婚に関わって部落問題を「気にしない」、「本人の意思を尊重する」という人が多数となる一方で、「気にする」、「反対する」という人が激減し少数になっていることを示しています。最後の壁とされてきた結婚問題においても、本市では確実にこのこだわりが解消する方向へ進んでいるというわけですがけれども、この意識調査の結果と本市の結婚問題の現状につい

て、市長はどのように認識しておられるのかお伺いをいたします。

先ほども課長に同じような質問をしていますので、今私が市民意識調査の私の分析をお話ししましたが、先ほどの課長の答弁と同じ答弁では困ります。それを踏まえて答弁をしていただきたい。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） えらい答弁前にくぎを刺されましたが、確かに改善されております。なぜかという、これは血のにじむような関係者の努力があったからこそ改善したわけでありまして、部落差別が残っているというのも事実である。そこはですね、改善されてきたとは言え、そういう差別意識が残っている。これは重大に受け止めるべきではないでしょうか。

じんけん課長が答弁いたしました。依然私は心理的な差別というか、意識というか、偏見というのは残っていると。改善はされても残っているというふうに思っておりますし、インターネット上での、この部落地名一覧もそうなわけではありますが、本当に情報というのが悪用され、また、結婚相手の身元調査、また、不動産の取引における土地差別の調査、行政への同和地区の間合せ、こういう事件も起こっていること。多くの部落差別が私はまだ発生している今の状況から言えば、やはり心理的な差別意識は依然存在しているというふうに認識をしておるところです。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 部落問題の現状をどう見るかということはとても重要な問題です。前回、前々回の調査と比較すれば、この結婚問題の市民の意識が大きく変化し、前進しているということは明らかで、今なお差別が根深いということは私は言えないと思います。

ただ、市長は今の答弁で、皆さんの取組によって改善をされてきたと。しかし、なお残っているというような答弁をされました。ある程度その現状を見たら改善をして、解放の方向へ向かっているということは誰が見ても明らかだと思います。あと残っている意識の問題だということ市長は答弁されました。

私はこの同和地区、結婚問題に関わって今お話ししていますが、**「同和地区やその地区の人を気にすることはある」**と回答した、2割の方が回答していますよね。しかし、これはその理由というのは昔ながらの因習的な差別意識によるものとは限らないと思います。むしろ今は、12月にも指摘しましたが、地対協の意見具申や啓発推進指針が指摘をしています新たな差別意識を生む要因、民間運動団体の行き過ぎた言動、それに押し切られた行政の主体性の欠如、これは意見具申や啓発推進指針に書いてあるんですよ。公の文書でそういうふう

に表現をしていますけれども、こういった新しい差別意識を生む要因によるこだわりが多いのではないかというふうに思われます。

また、行政の啓発の問題についても、昨年公表されました、それこそ総務省の部落差別解消推進法の6条の調査をこの2年間かけてやっていますけれども、その中でこれは課長にもお話をしました。こういうね、啓発についてのこんな指摘があります。「啓発を受けた経験があると答えた人が、啓発を受けたことがないと答えた人に比べて「気になる」の割合が相対的に高い」、分かりますか。同和地区とか同和地区の人ということを経験する人が、啓発を受けた人が高いというんですね、その割合が。これは総務省の調査結果から出ています。

これはどういうことかというね、啓発の在り方そのものが問われているということですよ。意味分かります。「同和地区や人を気にする」という回答を、結局啓発をする側の責任とか行政の責任にせず、反省をせずに市民の意識の問題にして私は責任を転嫁しているのではないかというふうに思います。そういうことではなくて、意識がそういう2割の方が残っているとしても、気にするという人がいたとしても、それは市民の意識の責任じゃなくて行政の側にも責任があったのではないかということを経験する人が、私は真摯に反省をすることが必要ではないかと思えます。

今回の調査結果から、結婚問題については同和問題にこだわらず、「婚姻は両性の合意に基づいて成立する」、これは憲法24条です。この憲法、民主的な考え方が社会にしっかりと根づいているんだと、根づいてきたんだというところを見る必要があるというふうに思えます。差別の根深さを感じる、差別はまだあるんだという主観的な思い込みではなくて、差別の解消の現実をしっかりと、先ほど市長が確認をされましたけれども確認をして、前進面をきちんと評価してこそ正しい現状認識だと言えらると思います。

続けて市長にお尋ねします。さきの12月議会では、「人権を尊重する社会づくり条例」が成立しました。条例制定の根拠が不明なので、現在どんな部落差別が実在しているのか具体例を挙げるよう文書質問をいたしましたところ、返ってきました回答は、2018年に東北地方で結婚差別があったと、回答はそういうものでした。どこの話でしょうか。本市の条例制定の根拠になる具体例を尋ねているのに、事例は遠く離れた東北地方のものでした。本市の事例を示さないということは、本市にはこの条例制定の根拠になる結婚差別、結婚問題は実在しないということになると思います。本市には部落問題に関わる結婚差別はない、そういう認識でよろしいでしょうか、市長。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議論がかみ合わないのですが、先ほど申しましたように、この市民意

識調査の結果ですね、こういう心理的な差別意識、依然と存在しているというこの顕著な調査結果が出てきております。東北地方の話もありました。ただ、先ほども言いましたように、もうネット上ではひどい書き込み、そしてこの結婚差別、これ事例が幾らでもこれまでの研修や、そして学習会などでも実際に感じた、受けた、そういう方の当事者の話も聞きながら学習会や研修会も開催しているところでありまして、たとえ本市で結婚差別の事例がなくても、将来進学したり就職したり、市外や県外で学ぶ学生や就職する皆さん、部落差別、結婚差別の犠牲となったり加害者となったりする可能性も私は否定できないと思いますし、この結婚というのは極めてプライベートなことであり、当事者にとっては結婚のときのみならず、それ以降も大きな影響を受ける大きな問題であります。結婚で差別を受けるということはあっては私はないというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 結婚問題がね、大きな問題だというのは私もそのとおりで思っていますけれども、私がお尋ねしたのは本市に結婚差別の事例があるのかなのか、それをお尋ねしているんです。端的にお答えください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 結婚差別といいますか、結婚をするときに、そういうことを感じたり、そしてそのことで悩んだり傷ついたり、苦しい思いをしたという方のお話は伺っておりますし、そういうことがあってはならないので、これまで以上にこの部落差別の問題については教育啓発が必要だというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 結婚問題でそういった感じた事例があったと、そういう話があったということは私は否定はしませんけれども、しかしながら、とにかくそれで破談になったとかですね、例えばそういう話があっても本人の努力や周囲の力添えでね、その困難を乗り越えていくという例が結婚問題はかなり多いんです、今はね。多いんですよ、そういう事例がね。だからそういうほうに向かっていったのかもしれませんが、その感じたことだけでね、結婚差別がまだ根強いということには私はなかなかならないのではないかと思います。

ただ、市長の口からは差別の事例についてははっきりした明言がありませんでしたので、確認はされてないんだろうというふうに思います。

ですから、この結婚問題については部落問題を「気にしない」、「結婚は本人の意思を尊重

する」という市民が今圧倒的多数になっていると。このことは確認ができると思います。併せてその事例もないということも言えると思います。

私はこの点で言うと、今なお結婚差別が実在しているという認識はちょっと現実から言えばちょっと外れている、誤っているんじゃないかと思います。公の機関として、その点もしっかりと認識をされて対応されたほうが私はいいのではないかなというふうに思います。

ここで、意識調査報告書について、じんけん課長にお尋ねをします。報告書の37ページ、今日はコピーもようしませんでしたけれども、その中に「同和地区や地区の人を意識する場合について」の前回と今回の調査結果をグラフにしています。

しかし、これは「結婚するとき」の項では前回の44.1%、気にするという人と、今回の先ほど言いました60.9%、並べてるんですね。これ普通に見ますとね、44.1%から60.9%に気にする人がね、前回から今回まで増えたと、これ見てしまいます。先ほど指摘しましたけれども、この60.9%というのは、「気にしたり意識したりすることがある」と答えた2割の方の60.9%ですから、実質は1割程度ですよ。比べるんだったらね、44%とこの1割程度、12%と比べるべきです。なのに40%と60%を比べてるんですよ。これは見るとね、いや結婚こだわる人増えちゃうねというふうに必ず私は見ると思います。誤解を与えるものになっているというふうに思うんですが、これは訂正をすべきではありませんか。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

議員の御指摘により、内容について確認をいたしました。

今回の調査では、問8で「あなたは同和地区や同和地区の人ということを気にしたり意識したりすることがありますか」との質問に対し、「ある」と答えた方につきまして、問8-1で「どのようなときに気にしたり意識したりすることがありますか。当てはまるもの全てに○印を」との質問で、前回より選択数を2つ増やし、11項目の中から回答を求めていました。

しかしながら、前回の調査では、回答者全員に対し、問18「あなたは同和地区ということについて、どんなときにそのことを気にしますか。当てはまるもの全てに○印を」との質問で、「どんなときも気にしない」との選択肢も含めて9項目の中から回答を求めておりました。議員の指摘されるとおりでございます。

よって、37ページの図8の1-2及び38ページの表8の1-3につきましては、前回調査と比較するのは、議員の御指摘のとおり誤りであると確認をいたしましたので、お詫びをし、訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。訂正につきましては、人権を尊重する社会づくり行動計画2021の配付時にお詫びと誤りの理由とともに、訂正し

たページを配付し、対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この一部でも不適切な表記があれば、この調査全体が信頼性を損なわれるということになりますので、今課長答弁ありましたように、間違えは間違えとしてね、認めていただきましたので直していただきたいというふうに思います。それがこの調査を生かすことになると思います。併せてこの調査結果についてはこれから分析もされるでしょう。誰が見ても納得できる客観的な集計と分析をされますよう、この点についても強くお願いをしておきたいというふうに思います。

人権行政について私今日はお話をしたかったんです。まだ前段なんですけれども、執行部の皆さん非常に丁寧に答弁していただけたので、もう時間がないになりました。ちょっと割愛をせないかんとくさん出てきましたので、このインターネットの問題について次にお尋ねしたかったのですが、ここにじんけん課長にお尋ねしたことがありますけれども、申し訳ないですけれどもこれはもう割愛させてください。

インターネットに関わって、私最近、新書版の本を読みました。この正月に「やばいデジタル」というね、名称もちょっと変な名称ですけれども、これNHKスペシャルの取材班が去年の4月に2日間にわたってやったデジタルについての問題を本にしたものらしいですけれども、これを読みますとね、もう本当にデジタル素人の私も大変衝撃的な内容でした。デジタル化によって、私たちの情報や通信が多大な影響を私たちは恩恵を受けているわけですけれども、この本によりますと、このデジタルの世界では、今や1年間にユーチューブなんかの動画に換算して57億年分のデータ、想像が付きません、が流れていて、しかもフェイク、うそが横行し、プライバシー問題が深刻化しているというふうに書かれています。そして何と外国では既に選挙戦での世論調査のために、このネット用のフェイクビジネスというのがあって、これ皆さん利用するのが当たり前になってるんだということが書かれています。

ネット上には膨大な量の、とにかくフェイクの情報があふれているということからすれば、この中の本当にごくごく一部に、先ほど市長が言われました部落問題に関わる情報が流れているんだというふうなことだと思いますけれども、まず、決してネットには部落問題、部落差別だけがあふれかえっているわけじゃないんだということを私たちはまず理解をしておくべきではないかと思います。

去年公表された、先ほど触れましたけれども総務省の実態調査でも、ネット上の人権侵害は確かに増加傾向にあるけれども、「部落差別に関するインターネット上の差別情報が突出して

増加していることはない」と。総務省はそういうふうに調査結果をまとめているんですね。それから県の人事課が公表しています差別事象の受付件数でも私は見せてもらいました。ネットの件数というのは2件ですよ、僅か。ネットに関するものはね、極めて数は少ないんです。ネット上に部落差別に関わる情報だけが突出しているというわけでもなく、しかもその情報が誰が何の目的で流しているのか、地名総鑑的なものがあるというふうに言いますけれども、それも自治体ごとにカウントしてね、数としては膨れ上がっているんですよ。それぞれの自治体がね、そういう実態もあるということです、本市の条例の根拠にも私はこれが本当になるのかどうか大変疑問に思っています。

いずれにしても、インターネット上の問題というのは、ネットを利用する私たちがその情報の真偽を判断できる、今言われていますメディアリテラシーの力を身につける、そのことこそが人権侵害を防止し、拡散させないことにつながるのではないかというふうに思います。

次、人権行政の在り方に行きます。

次に、人権行政の在り方についてお尋ねをしたいと思います。

私、じんけん課の主な仕事は人権啓発にあると思いますけれども、その啓発は、さきに触れました正しい現状認識と、そして人権についての正しい理解に基づいたものでなければならぬというふうに思います。啓発を受けた方が気にする割合が高いなんてのはね、これはおかしいと思います。

しかし残念ながら、執行部の現状認識は相変わらず差別は根強いとする認識にあり、そしてこの人権についての理解も極めて一面的で、誤った理解を啓発を通して市民に伝えるものになっているように私は思えてなりません。

12月にも指摘をさせていただきましたけれども、執行部の人権の理解には人権問題を法の下の平等の差別の問題に限定する誤りと、そしてその差別を市民間の意識の問題に矮小化する二重の誤りがあるというふうに私は思っています。

ここに、私は買ったんですけども、小・中学校の社会科と中学校の公民の教科書があります。今日のために買いました、1,500円ぐらいするという、慌ててね。中学校は来年教科書の改訂ですので内容が変わるようですけども、小学校の6年生の公民の部分には、ここにも人権が取り上げられておまして、基本的人権を人間らしく生きる権利として身近な問題から取り上げて教科書に載せてあります。

一方、この中学校の公民の教科書ですけども、これは日本国憲法の章の中に、人権思想の歴史から始まって基本的人権が人類の長い闘いと努力によって確立されたという歴史、それから自由権や社会権、平等権や参政権といった国家権力との関係での基本的人権が説明されています。かなり詳しいです。体系的・総合的に学べる、そういった内容になっています。

人権についての正しい理解といいますのはね、私この、これ検定の教科書ですけれども、一応そうであってもね、やはり教科書に基づく、ここに掲載されている日本国憲法が示す基本的人権の理念や原則にしっかりと基づいたものでなければならないというふうに私は思っています。もうあと終わらないということが分かりましたので、このところで止めておきたいですけれども、皆さん日本国憲法についてはもう十分御承知のことと思いますけれども、おさらいということで少し時間を頂きたいと思います。

憲法は権力の乱用、好き勝手を許さないということで制定されていましてね、この中で権力者は憲法で縛られています。これを立憲主義というふうに言っていますけれども、この中学校の公民教科書にはこう書いています。政治権力を憲法で制限し、憲法に基づいた政治が行われるようにする考え方、これが立憲主義だと書いています。立憲主義は主権者である国民の基本的人権を政治権力から守るためにつくられたルールだということなんですね。じゃあ、その立憲主義で守られている基本的人権はということで、あとざーと説明がなされているわけですけれども、まず11条で国民には永久の権利として基本的人権が保障されていて、誰もが人権の主体であるということがうたわれています。12条では保障された人権を国民の不断の努力によって保持することが求められ、13条では国民は個人として尊重され、幸福を追求する権利を持つ。そして14条で法の下での平等を定めています。

また、大事なところなんですけれども、教科書にはこれ書かれてあります。基本的人権というのは自由権的基本権と社会的な基本権に分類をされていまして、この自由権的基本権（自由権）は、政治権力からの自由を意味して絶対的な自由とされています。この自由権は御承知のように、思想・良心の自由とか表現の自由とか、そういった自由な権利があります。権力がこれらの自由権に介入することは人権侵害となり許されません。

それからもう一つ、社会権、社会的な基本権ですね。これは自由権とは逆に政治権力の積極的な関与を求める権利で、例えば生存権の25条ですね。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという社会保障の生存権、それから教育を受ける権利、労働基本権などの権利があります。権力がこれらの社会権を保障しないことは人権侵害となって許されません。その他、法定手続の保障とか様々な権利が定められています。

いずれにしても、これも立憲主義により、政治権力がこれらの国民の権利をしっかり守り、保障することが求められているということなんです。

このように人権は、平等権（差別）だけではなく、あらゆる人権に及ぶ体系的で総合的な権利なんです。また、市民の意識の問題ではなくて、政治権力が自由権や社会権などの人権を保障するという問題なんです。

市長にお尋ねします。人権についての正しい理解とは、差別と市民の意識の問題ではなくて、

この日本国憲法の人権規定を総合的に理解することだと私は考えるわけですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大分こう聞いておりましたが、認識の違いというのがあります。また、それは人権についての正しい理解、今日本国憲法に基づいて、るるお話がありました、日本国憲法にいう人権規定についての、そういう解釈もあるうとは思いますが。

ただ、法務省においては人権擁護機関は令和２年度の啓発活動強調事項として１７項目の人権課題を取り上げて人権啓発に取り組んでおります。また、高知県でも県民に身近な課題として１１項目を掲げ、人権教育啓発の取組を行っております。

本市も現在作成中の人権を尊重する社会づくり行動計画２０２１の中で、高知県と同様に１１項目を市民に身近な人権課題として作成し、人権教育啓発の取組を行う予定です。

繰り返しになりますが、日本国憲法にいう人権規定についての解釈は尊重しながらも、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例は市民に身近な様々な人権についての正しい理解をうたっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） １０番、前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 市長、私の今お話ししたことはね、見解が違うという問題じゃないんですよ。困ります。そういう答弁されますと。中学校の教科書に基づいて今お話ししたんですよ。これ見解の相違ですか。私違うと思うんですけどもね。じゃあ、市長にお尋ねをします。これは通告しています。憲法が基本的人権を保障するように求めている政治権力。中学校の教科書には政治権力と書いてありますけれども、これは国だけでなく、自治体の行政機関、また企業などの社会的権力も含まれるというのが一般的な考え方です。考え方が違うという問題じゃないと思うんですけども。自治体の首長、市長、執行部が政治権力に当たるという認識はお持ちですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 当然、市長も執行部も、そして議員の皆さんもこれに当たると思っております。

○議長（永野裕夫君） １０番、前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 安心をしました。私たちが政治権力の一部であることは間違いあり

ません。政治権力には市長も執行部も該当しますのでね。基本的人権の保障に最大限の力を発揮していただきたいと思います。その上で、市の人権について私は誤った理解や考え方があると考えていますので、その点について、もう時間ありません。一つだけです、お尋ねします。

一つは高齢者の人権についてです。

今回の意識調査の高齢者の質問で、「高齢者に関する事柄で人権上問題があると思われるのはどんなことですか」という質問に対して、一番多かった回答は「悪徳商法の被害が多い」、46.3%というものでした。これ回答者の回答ですからね、これをどうこう言うことはないんですけど、しかし、悪徳商法の被害が高齢者にとっての一番の人権問題ですか。確かに犯罪で人権侵害なのですけれども、それよりも私はこれまでの自分の生活相談などから、高齢者の一番の人権問題は暮らせないほどの低い年金と、そして国保税、医療費の問題ではないかと考えています。

しかし、今回の調査の回答欄にはその選択肢がありません。年金も国保税も医療費もありません。ですから、回答者はこの部分については回答できないんですよ。この設問自体に高齢者の人権を生存権の問題として捉えない市の人権に対する考え方の誤りが私はあると思います。

市長にお尋ねをします。私はこれまで一般質問で再三資格証明書の交付をやめるよう要請をしてきましたけれども、市長は悪質滞納者だの税負担の公平性だのと理由をつけ、聞き入れることはありませんでした。

しかし、これは高齢者の人権問題についての市長の理解が生存権ではなく、差別や意識の問題だとする誤った認識にとどまっているから、そういう結論になるのではないかと私は思っています。

政治権力で当たる行政の長として、生存権に基づく医療を受ける権利を保障しなければならぬという立場にあるという認識に立って、資格書の交付をやめるべきだと私は考えますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前田議員とは、この件については随分議論をしてきました。

ただ、これまでも答弁いたしましたように、今回も生存権という切り口で質問をされたわけですが、これまで答弁してきたとおりですね、やはり議員の期待するような答弁とはなりません。やっぱり資格書の交付、発行につきましては、これまで答弁したとおり、国民健康保険法の規定によりまして、市で定めた基準に基づいて運用してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 時間がありません。なかなか答弁できないんだろうと思いますね、市長。そういうことで言うと、生存権を保障する立場に市長はあるんだという認識をですね、それこそ人権行政を言うのであれば、その認識に立っていただきたい。私はそのことを強く要請しておきます。

最後になりますので、私この12月会議で市長は語気強く「差別は実在するんです」、今も言いましたけれども、この差別一般について言えば、資本主義の社会ですから、今階級的な格差とか差別、労働者、女性にはね、当然これは社会像としてあるものだというふうに私も思います。

しかし、部落問題とといいますのはね、他の人権課題のような言葉や文化・習慣、生理的・身体的・精神的機能などの違いがないという特性があるわけですから、違いを前提にした特別な条件整備は必要ありません。旧身分に関わるこだわりやわだかまりがなくなれば解決する問題だというふうに私は思っています。

これまでの様々な人々の取組により格差が解消し、部落問題に対する誤解や偏見が薄れている中で、いまだ差別意識が残っていると強調して同和問題を特別扱いするということは、かえって新たなこだわりやわだかまりを生むことになり、部落問題の解決にとって大きな障害になるのではないかと私は思っています。

今回の意識調査で、結婚でも同和を気にしないという回答が増えていることから分かるように、圧倒的多数の皆さんは部落差別が許されないということは常識であり、既に憲法に基づいた人権感覚や人権認識が身につけていると私は考えています。この現状認識をしっかりと持たれて、今後の人権行政に生かしていただくということを最後をお願いいたしまして、時間が来ましたので途中になりますけれども終わらせていただきます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明3月9日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時02分 延 会